

○ 総則の第3の5に総合的な学習の時間と特別活動との関連について述べてあるが、その意図は何か。

○ 中学校学習指導要領総則の第3の5には、次のような記述がある。

5 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

総合的な学習の時間において体験活動を実施した結果、学校行事として同様の成果が期待できる場合にのみ、特別活動の学校行事を実施したと判断してもよい。

#### [同様の成果とは]

例1 総合的な学習の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊の行事と同様の成果も期待できる。

例2 総合的な学習の時間に行われる職場体験活動やボランティア活動は、社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と同様の成果も期待できる。

#### <ポイント>

- \* これは総合的な学習の時間についての記述であり、横断的・総合的な学習や探究的な学習が実施されていることが前提である。
- \* 特別活動の学校行事を総合的な学習の時間として安易に流用して実施することを許容しているものではない。